

証券コード 8105

2026年6月12日

株 主 各 位

本社所在地：東京都墨田区横網一丁目10番5号

Bitcoin Japan株式会社

代表取締役社長CEO フィリップ・ロード

第122回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hotta-marusho.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」「第122回定時株主総会の招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Bitcoin Japan」または「コード」に当社証券コード「8105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権

を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月26日（金曜日）午後5時45分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンター3階 KFC Hall Annex
（昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第122期（自 2025年4月1日）
至 2026年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第122期（自 2025年4月1日）
至 2026年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付
株式ユニット（RSU）による株式報酬制度改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績条件付
譲渡制限付株式ユニット（PSU）制度導入の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対す
る有償ストックオプションとしての新株予約権発行の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月26日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さい。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2026年6月26日（金曜日）午後5時45分までに行使して下さい。

(3) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.hottamarusho.co.jp>）及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使ください。ようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

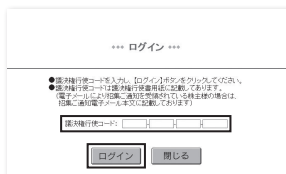
議決権行使期限：2026年6月26日（金曜日）午後5時45分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、為替相場の変動による輸入物価の上昇圧力に加え、米国の金融引き締め政策の長期化や欧州経済の停滞、中国経済の成長鈍化などにより、世界経済全体としては減速感が見られました。

このような状況の中、当社グループは前期に構造改革を実施し、不採算事業から撤退するとともに、中長期的な価値創造を見据えた事業に経営資源を集中し、成長基盤の構築を進めてまいりました。構造改革によるコスト削減の効果はあったものの、きもの事業において新規店舗及び売場の1社体制の強化により増収となりましたが、その他のセグメントでは減収となりました。円安等による仕入コストの上昇や物流コストの上昇なども影響しましたが、ファッション事業及びマテリアル事業は営業利益が改善いたしました。しかしながら、臨時株主総会の費用及び新規事業に関わる費用等を計上した結果、全社において減収減益となりました。

経常利益においては、2025年8月4日に公表いたしました「親会社、その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動」に記載のとおり、親会社であったRIZAPグループ(株)が、BAKKT OPCO HOLDINGS, LLCへ株式を譲渡したことに伴い、新規事業への資金調達に関わる弁護士費用等及び新株予約権発行費を計上いたしました。加えて、中間期に当社が保有する一部固定資産について、収益性の低下が見られたため、減損損失として特別損失に42百万円を計上いたしました。

この結果、売上高29億59百万円(前期比4.5%減)、営業損失は4億62百万円(前期は営業損失3億55百万円)、経常損失は4億82百万円(前期は経常損失3億円)、また、減損損失を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失5億37百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失4億7百万円)となりました。

② 事業別の営業概況

きもの事業は、専門店事業において、新規催事企画の推進、新商品の販売等新たな取り組みが成果を得ましたが、前期の大型倒産による影響と大手きものチェーン店が大きく落ち込み減収減益、百貨店事業は、百貨店単独売場化を推進し、前年を上回る結果となりましたが、単独売場化に伴う販売コストが重みとなり増収減益となりました。この結果、売上高は6億42百万円（前期比2.2%増）、営業損失は1億19百万円（前期は営業損失96百万円）となりました。

ライフスタイル事業は、ヘルスケア部門において、大口取引先からの受注が軟調に推移し減収減益となりました。この結果、売上高は36百万円（前期比17.1%減）、営業損失は9百万円（前期は営業損失7百万円）となりました。

ファッション卸事業は新規事業として昨年から取り組んでいるショップチャンネル部門が放映回数増加により大幅に増収増益、ジュニア部門は、円安による原価高が影響しましたが、収益性を鑑みた取引先の選択と集中により増収増益、ホームファッション部門は、円安進行による原価高をコスト削減で吸収し減収増益、ミセス部門の卸事業は、PB品の受注が好調に推移しましたが、催事販売は開催数の減少が影響し減収減益、SHOP事業は、前期での出店により前年並みとなりましたが、販売コストが重みとなり減益、ファッション事業全体で減収ながら営業利益は改善いたしました。この結果、売上高は14億41百万円（前期比3.0%減）、営業利益は2百万円（前期は営業損失30百万円）となりました。

マテリアル事業は、国内事業において、国内アパレルメーカーからの受注減により減収、上海事業は、中国内需の取引は引き続き厳しい状況にありましたが、国内事業との連携により日本への販売が好調に推移し増益となりました。国内事業及び上海事業ともにコストの大幅削減を行ったことにより営業損失は縮小いたしました。この結果、売上高は8億27百万円（前期比10.9%減）、営業損失は23百万円（前期は営業損失53百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度（2025年4月～2026年3月）		前期（2024年4月～2025年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
きもの事業	642	21.7	629	20.3
ライフスタイル事業	36	1.2	43	1.4
ファッション事業	1,441	48.7	1,485	48.0
マテリアル事業	827	28.0	929	30.0
その他の	10	0.4	10	0.3
合 計	2,959	100	3,098	100

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行およびその後の行使により、総額1,856百万円（新株予約権の発行価額の払込金を含む）の資金調達を行っております。

なお、金融機関および関係会社等からの借入金はなく、また普通社債の発行等による資金調達も行っておりません。当社は、利息負担のない無借金経営を維持しており、健全な財務基盤のもと、自律的な意思決定に基づく成長投資を推進してまいり所存です。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失4億62百万円、経常損失4億82百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5億37百万円を計上いたしました。当社グループの業績は、当連結会計年度まで8期連続で営業損失及び経常損失を計上しております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているものと認識しておりますが、以下の対応策を実施していることから、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当社グループといたしましては、新規事業への取り組みを開始するとともに、既存事業における収益性の改善施策を推進しており、連結営業利益の改善を見込んでおります。また、新株予約権の行使により調達した資金に加え、手元資金を含めた資金繰り計画において、当面の運転資金および投資資金を十分に確保しております。

このような環境のもと、当社グループは、既存事業における収益力の強化に加え、中長期的な成長に向けた新規事業への投資を推進しております。具体的には、新株予約権の発行を行い、資金調達により確保した資金を活用し、AI分野におけるインフラ投資の強化ならびにビットコイン関連事業への投資を加速させ、収益機会の多様化および事業ポートフォリオの拡充を図ってまいります。加えて、各卸事業における営業施策を着実に実行し、国内外の取引先数の拡大および収益率の向上を推進してまいります。

上記の経営戦略を実行し、経営基盤の更なる安定と成長を目指して、役職員一丸となって鋭意努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 119 期 2023年 3 月期	第 120 期 2024年 3 月期	第 121 期 2025年 3 月期	第 122 期 (当連結会計年度) 2026年 3 月期
売 上 高(百万円)	3,867	3,693	3,098	2,959
経常損失(△) (百万円)	△69	△130	△300	△482
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△78	19	△407	△537
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△1.39	0.35	△7.24	△9.26
総 資 産(百万円)	3,694	3,803	3,330	4,638
純 資 産(百万円)	3,026	3,062	2,675	4,001
1株当たり純資産 (円)	53.81	54.46	47.57	62.05

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当事業年度末現在において、当社の親会社に該当する会社はございません。

なお、当事業年度の期首においてRIZAPグループ株式会社が当社の親会社に該当しておりましたが、2025年8月5日付で同社が保有する当社株式が譲渡されたことにより、同社は当社の親会社には該当しなくなっております。これに伴い、同社との資本的・人的・業務的關係はすべて解消されております。

また、当社の筆頭株主であるBAKKT OPCO HOLDINGS, LLC (米国)は、当社の議決権の24.09% (自己株式を除いた議決権数に対する割合)を保有しており、その親会社であるBakkt Holdings, Inc. (米国)とともに当社の「その他の関係会社」に該当いたします。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等 (旧親会社を含む) との取引に関して、市場実勢価格を勘案して取引条件を決定することを基本方針としております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、その他の関係会社等から独立して自律的に意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性は確保されているものと判断しております。

親会社等との間で重要な取引を行う場合には、少数株主保護の観点から特別委員会で審議し、独立した立場にある弁護士や社外取締役によるチェックを受ける体制を整えております。上記①の取引についても、社内規程に基づき取締役会等で審議・決定されており、当社の独立性および少数株主の利益を害するものではないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(注) RIZAPグループ株式会社との間で締結していた貸出コミットメント契約については、同社との資本関係の解消に伴い、既に終了しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
堀田（上海）貿易有限公司	千円 1,655	% 100.00	意匠撚糸事業（意匠撚糸の製造・卸売販売）

(11) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、ヘルスケア商品等の卸売販売及び意匠撚糸の製造・卸売販売、横ニットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- きもの事業

：留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯ヅ、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。

当社が企画及び販売しております。
- ライフスタイル事業

：マットレスを中心としたヘルスケア商品を卸売販売しております。

当社が企画及び販売しております。
- ファッション事業

：ブラウス、ニット、スカート、パンツ、ワンピース、スーツ等の婦人洋品と横ニットの企画・卸売販売、ホームファッション等の卸売販売、D2C事業をしております。

マテリアル事業

当社が製造・販売しております。

: リングヤーン、シャギーヤーン、ポーラヤーン、特殊
紡績糸を製造・卸売販売しております。

当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公
司が製造・卸売販売しております。

(12) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
Bitcoin Japan株式会社	本 社	東京都墨田区横網
	京 都 支 店	京都府京都市南区吉祥院中島町
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名	称	所 在 地
堀田（上海）貿易有限公司	本 社	中華人民共和国上海市
B T C J P N L t d .	本 社	ジョージタウン（ケイマン諸島、グランドケイマン島）
BTCJPN JP INVESTMENT IN ENTERPRISES & MANAGEMENT - F Z C O	本 社	アラブ首長国連邦 ドバイ
B T C J P N U S L L C	本 社	アメリカ合衆国 デラウェア州

(13) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 （ 名 ）	前期末比増減（名）
き も の 事 業	32	2減
ライフスタイル事業	1	—
ファッション事業	13	10減
マテリアル事業	19	1減
全 社 （ 共 通 ）	15	8増
合 計	80	5減

(注) 1. 上記には、期中平均人員数32名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない営業部門及び管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	72名	5名減	51.81歳	14.5年

(14) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

イ. 商号変更と第二の創業に向けた決意

当社は、2025年11月11日開催の臨時株主総会における決議に基づき、商号を「堀田丸正株式会社」から「Bitcoin Japan株式会社」に変更いたしました。この新商号は、当社が長年培ってきた信頼と実績を継承しつつ、デジタル時代に即した新たな付加価値を創造していく決意を象徴するものであります。当社はこれを「第二の創業」と位置づけ、既存事業のさらなる深化と新領域への挑戦を同時に推進してまいります。

ロ. 「両輪」による事業展開と成長戦略の策定

当社グループは、持続的な企業価値の向上を目指し、従来の繊維・アパレル関連事業を安定的な経営基盤として維持・発展させるとともに、新たな成長エンジンとして「ビットコイン・トレジャリー戦略」および「AIインフラ投資」を柱とする成長戦略を策定いたしました。

伝統的な既存事業による確固たる事業基盤と、最先端テクノロジーによる成長機会を経営の両輪として活用することで、変化の激しい経営環境下においても、より強固で多角的な収益構造の構築を目指してまいります。

ハ. 筆頭株主の異動に伴うグローバルな協力体制の構築

2025年8月の筆頭株主の異動（RIZAPグループ株式会社からBAKKT OPCO HOLDINGS, LLCへの交代）を経て、当社は自律的な経営体制を堅持しつつ、Bakktグループとの戦略的パートナーシップを通じたグローバルな知見の取り込みを進めております。

また、2026年3月に設立した海外子会社3社（ケイマン、ドバイ、米国）は、新領域であるデジタル資産の運用およびAIインフラ投資を安定的かつ機動的に推進するための重要な拠点であり、グループの将来的な成長を支える投資基盤として機能してまいります。

2. 会社の現況（2026年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 238,561,392株
- ② 発行済株式の総数 67,850,648株（うち自己株式 3,396,257株）
- ③ 株主数 25,456名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
BAKKT OPCO HOLDINGS, LLC	15,514,650	24.07
楽天証券株式会社共有口	3,398,200	5.27
株式会社SBI証券	1,735,461	2.69
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	1,350,000	2.09
RIZAPグループ株式会社	658,900	1.02
野村証券株式会社	620,223	0.96
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	497,900	0.77
三菱UFJ eスマート証券株式会社	359,600	0.56
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	345,898	0.54
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	325,600	0.50

- (注) 1. 新株予約権の行使により、発行株式の総数は8,210,300株増加しております。
 2. 当社は、自己株式を3,396,257株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当社は、当連結会計年度において、第三者割り当てによる新株式および新株予約権の発行を行い、資金調達を実施いたしました。

第三者割当の名称	株式数	行使金額
第三者割当による第1回新株予約権 (行使価額修正条項付)	8,210,300株	1,852,288,600円

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	Akshay Naheta (アクシェイ ナヘ タ)	Distributed Technologies Research, Founder & CEO Bakkt Holdings, Inc. CEO and President
取締役社長 CEO (代表取締役)	Phillip Lord (フィリップ ロ ード)	
取締役	栗津 信哉	
取締役	勝浦 敦嗣	弁護士法人勝浦総合法律事務所代表社員 (株)ダイレクト・リンク社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	伊井 三喜男	
取締役 (監査等委員)	小野 聡	かつやま法律事務所 (現ライブラ法律会計事 務所) 開設 所長 BRUNO株式会社 社外取締役 REXT Holdings 社外取締役 東邦レマック(株) 社外取締役
取締役 (監査等委員)	大村 安孝	株式会社アニメインターナショナルカンパ ニー 執行役員 株式会社Akihabara Actors & Actress School 代表取締役 株式会社MRKホールディングス 顧問

- (注) 1. 取締役勝浦敦嗣氏並びに取締役 (監査等委員) 小野聡氏及び大村安孝氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、伊井三喜男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役勝浦敦嗣氏及び小野聡氏並びに大村安孝氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役 (監査等委員) 小野聡氏は弁護士の資格を有しており、企業法務、コンプライアンス、リスク管理、リーガルリスクの評価に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2025年11月11日をもって、代表取締役上杉隼士氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は堀田 (上海) 貿易有限公司董事長であります。
6. 2025年11月11日をもって、取締役木村仁美氏、取締役中田剛史氏は辞任により退任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
鈴木 隆之	2025年6月25日	任期満了	代表取締役 堀田（上海）貿易有限公司董事長 RIZAPグループ(株) 取締役 経営企画・広報・IR・渉外・ マーケティング・DX・RIZAP 副統括
杉山 義勝	2025年6月25日	辞任	取締役（監査等委員） (株)足利銀行社外取締役（監査等委員） (株)DIY監査役
関根 明子	2025年6月25日	辞任	取締役（監査等委員） (株)Aer代表取締役
上杉 隼士	2025年11月11日	辞任	代表取締役 堀田（上海）貿易有限公司董事長 REXT株式会社執行役員第一事業本部副本 部長 RIZAP株式会社 スポーツ小売支援部長
木村 仁美	2025年11月11日	辞任	取締役 RIZAPグループ(株)執行役員 商品開発部本 部 本部長 RIZAPグループ(株)執行役員 購買物流本部 本部長 RIZAPトレーディング(株) 代表取締役社長
中田 剛史	2025年11月11日	辞任	取締役 RIZAPグループ(株) 経営管理統括管掌取締 役執行役員補佐 RIZAPグループ(株) 執行役員財務経理本部 長 MRKホールディングス(株) 取締役 (株)サンケイリビング新聞社 代表取締役 社長 RIZAPインベストメント(株) 代表取締役

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、アクシエイ ナヘタ氏及び社外取締役全員（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社における役員等賠償責任保険は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

被保険者の範囲

・当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員（以下、「被保険者」という）

当該保険契約の内容の概要

・本保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金および争訟費用等を保険者が補填するものです。ただし、意図的に違法行為を行った場合や、仮想通貨に起因または関連する損害など、一定の免責事由がある場合には補填の対象外とされています。

なお、本保険契約のてん補責任限度額（役員賠償責任）は、保険期間中、総額3億円となっております。

本保険契約の保険料については、特約を含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑤ 取締役の報酬等の総額

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年11月11日開催の臨時株主総会において、事後交付型株式報酬（RSU）制度の導入を含む役員報酬体系の見直しを決議し、同日付の取締役会において、役員報酬決定に関する基本方針を以下のとおり改定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の審議・答申を経て決定されており、その決定方法および内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a．基本方針

Bitcoin Japanグループ（以下、「当グループ」という）の取締役報酬決定に関する基本方針は以下のとおりです。

1. 海外子会社を含む当グループ全体の業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。
2. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保、維持できる報酬水準とする。
3. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。

b．基本報酬（固定報酬）及び株式報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬：基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定します。株式報酬については、上記に加えて、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との価値共有の観点も勘案して決定します。

取締役（監査等委員）報酬：常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定します。

- c. 業績連動報酬等（賞与）に関する方針
賞与総額は当グループの業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとします。ただし、単年度の業績等により下限（不支給）を設定します。
- d. 報酬等の割合に関する方針
取締役（監査等委員を除く。）：固定報酬（基本報酬）、株式報酬および業績連動報酬（賞与）で構成します。ただし、社外取締役および非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬および株式報酬のみで構成します。
監査等委員である取締役：固定報酬（基本報酬）のみで構成します。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
金銭報酬は株主総会で承認された枠内で、報酬委員会での審議を経て取締役会（または監査等委員の協議）で決定します。
株式報酬（RSU）は、原則として取締役会が定める継続勤務期間の終了後に、一定の要件を充足することを条件として付与されます。なお、不正行為等の一定の事由（マリュース・クローバック条項）に該当する場合には、権利の消滅や返還請求を行うことができるものとしております。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
決定プロセスの透明性・公正性を確保するため、社外取締役が委員長を務める「報酬委員会」を設置しております。同委員会が役員報酬の方針や個人別の報酬内容等について審議・答申を行い、取締役会はその答申を尊重して決定します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4 (1)	17,142 (4,050)	17,142 (4,050)	— (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	10,500 (7,200)	10,500 (7,200)	— (—)
合 計 （うち社外取締役）	9 (5)	27,642 (11,250)	27,642 (11,250)	— (—)

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は当期間中に在任したのべ人数8名（うち無報酬者4名）を記載しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬（RSU）制度は、2025

年11月11日開催の臨時株主総会において、上記第4項の金銭報酬枠とは別枠で、発行または処分される普通株式の総数を年額500万株以内（かつ、発行済株式総数の0.25%を超えない範囲）と決議しておりますが、当事業年度において本制度に基づく付与および費用計上はありません。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

6. 監査等委員である取締役の員数は当期間中に在任したのべ5名を記載しています。
7. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。
8. 記取締役の報酬等の総額には、社外取締役が当社より受けている役員としての職務執行の対価以外の対価（業務委託費）は含まれておりません。当事業年度において、社外取締役 小野聡氏が当社より受けている当該対価は14,960千円であります。

ハ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外取締役及び役員を兼任する親会社または子会社等から、役員報酬として受けた報酬等の総額は240千円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	勝 浦 敦 嗣	弁護士法人勝浦総合法律事務所 ㈱ダイレクト・リンク	代表社員 社外取締役
取締役（監査等委員）	小 野 聡	ライブラ法律会計事務所 BURUNO㈱ REXT Holdings㈱ 東邦レマック㈱	所長 社外取締役 社外監査役 社外取締役
取締役（監査等委員）	大 村 安 孝	㈱アニメインターナショナルカンパニー ㈱ Akihabara Actors&Actress school ㈱MRKホールディングス	執行役員 代表取締役 顧問

- (注) 1. 各法人等との間には、特別な関係はありません。
2. 当社は、小野聡氏との間で法律実務に関する業務委託契約を締結しており、当事業年度において当社が同氏に対して支払った対価は14,960千円であります。なお、当該対価は同氏が所属する事務所の売上高に占める割合が僅少であること等から、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

<p>取締役 勝浦敦嗣</p>	<p>当事業年度開催の取締役会18回中のうち16回に出席いたしました。弁護士としての法的視点及び企業法務に関する幅広い見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。</p>
<p>取締役（監査等委員）小野聡</p>	<p>2025年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回中全てに、また、監査等委員会に11回中のうち全てに出席いたしました。主に弁護士としての法的視点及び企業法務に関する幅広い見識から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。監査等委員会においては、弁護士としての幅広い経験に基づき、当社のマネジメント体制や業務執行状況について適宜、多角的な視点から助言や提言を行い、その改善と強化に貢献しております。</p>
<p>取締役（監査等委員）大村安孝</p>	<p>2025年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回中全てに出席いたしました。また、監査等委員会に11回中のうち全てに出席いたしました。行政書士として幅広い見識から取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営の監視を遂行する適切な役割をはたしております。監査等委員会においては、経営者としての幅広い経験に基づき、当社のマネジメント体制や業務執行状況について適宜、多角的な視点から助言や提言を行い、その改善と強化に貢献しております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
双葉監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社である堀田（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。しかしながら、当事業年度におきましては、将来の持続的な成長と企業価値向上のため、ビットコイン・トレジャリー戦略およびAIインフラ投資等の新領域への投資資金、ならびに財務体質の強化に向けた内部留保を優先すべき段階にあると判断いたしました。

つきましては、誠に遺憾ながら当期の期末配当を見送らせていただくことといたしました。

次期以降の配当につきましては、収益力の回復状況および今後の事業展開を勘案しつつ、機動的な利益還元を検討してまいり所存でございます。株主の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,450,795	流 動 負 債	608,740
現金及び預金	3,015,005	支払手形及び買掛金	203,086
受取手形	16,970	電子記録債務	219,639
売掛金	324,069	未払法人税等	38,829
電子記録債権	77,202	その他	147,185
商品及び製品	949,059	固 定 負 債	28,279
原材料及び貯蔵品	37,701	繰延税金負債	5,326
その他	39,526	資産除去債務	9,958
貸倒引当金	△8,741	その他	12,993
固 定 資 産	187,291	負 債 合 計	637,019
有 形 固 定 資 産	81,704	純 資 産 の 部	
建物	13,060	株 主 資 本	3,904,879
工具、器具及び備品	2,402	資本金	1,027,334
土地	66,241	資本剰余金	4,164,025
その他	0	利益剰余金	△896,776
無 形 固 定 資 産	425	自己株式	△389,703
その他	425	その他の包括利益累計額	94,494
投資その他の資産	105,162	その他有価証券評価差額金	11,572
投資有価証券	56,031	為替換算調整勘定	82,922
その他	128,534	新 株 予 約 権	1,693
貸倒引当金	△79,404	純 資 産 合 計	4,001,067
資 産 合 計	4,638,087	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,638,087

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

科 目	金 額	千円
売上高	2,959,059	千円
売上原価	1,966,815	
売上総利益	992,244	
販売費及び一般管理費	1,454,260	
営業損失(△)	△462,015	
営業外収益		
受取利息	56,309	
受取配当金	1,699	
為替差益	4,140	
助成金収入	11,295	
その他	857	
営業外費用		74,302
支払利息	164	
株主優待関連費用	4,873	
支払手数料	41,789	
新株予約権発行費用	44,389	
その他	3,575	
経常損失(△)	△482,505	
特別損失		
減損損失	42,059	
その他	5,702	
税金等調整前当期純損失(△)	△530,267	
法人税、住民税及び事業税	6,989	
当期純損失(△)	△537,257	
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△537,257	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

Bitcoin Japan株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 岩野裕司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Bitcoin Japan株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Bitcoin Japan株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類 に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

Bitcoin Japan株式会社株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 井 三 喜 男 ㊟

監査等委員 小 野 聡 ㊟

監査等委員 大 村 安 孝 ㊟

(注) 監査等委員小野 聡及び大村安孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,228,289	流 動 負 債	572,082
現金及び預金	2,908,113	電子記録債務	219,639
受取手形	16,970	買掛金	170,676
売掛金	311,071	未払金	102,943
電子記録債権	77,202	未払費用	49,353
商品及び製品	847,693	その他	29,471
原材料及び貯蔵品	37,701	固 定 負 債	28,279
前渡金	327	繰延税金負債	5,326
前払費用	22,995	資産除去債務	9,958
その他	14,978	その他	12,993
貸倒引当金	△8,767	負 債 合 計	600,362
固 定 資 産	206,674	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	81,095	株 主 資 本	3,821,336
建物	13,060	資本金	1,027,334
工具、器具及び備品	1,793	資本剰余金	4,234,026
土地	66,241	資本準備金	1,027,334
その他	0	その他資本剰余金	3,206,691
投資その他の資産	125,578	利 益 剰 余 金	△1,050,320
投資有価証券	56,031	利益準備金	109,129
関係会社株式	21,662	その他利益剰余金	△1,159,450
出資金	6,036	繰越利益剰余金	△1,159,450
その他	121,252	自 己 株 式	△389,703
貸倒引当金	△79,404	評価・換算差額等	11,572
		その他有価証券評価差額金	11,572
		新 株 予 約 権	1,693
資 産 合 計	4,434,963	純 資 産 合 計	3,834,601
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,434,963

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		2,604,070
売 上 原 価		1,712,853
売 上 総 利 益		891,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,345,746
営 業 損 失 (△)		△454,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	56,227	
受 取 配 当 金	1,699	
為 替 差 益	2,032	
助 成 金 収 入	8,172	
そ の 他	794	68,925
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48	
株 主 優 待 関 連 費 用	4,873	
支 払 手 数 料	41,789	
新 株 予 約 権 発 行 費	44,389	
そ の 他	3,575	94,675
経 常 損 失 (△)		△480,278
特 別 損 失		
減 損 損 失	42,059	
そ の 他	5,702	47,762
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△528,041
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6,989
当 期 純 損 失 (△)		△535,030

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

Bitcoin Japan株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 岩野裕司
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤茂仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Bitcoin Japan株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 事業目的の追加

・変更の目的：今後の事業展開、事業内容の多角化に対応するため、定款第2条（目的）について事業目的の追加・変更等を行うものであります。

2. 発行可能株式数の変更

・変更の目的：当社の事業拡大等に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条の発行可能株式総数を271,402,592株に変更するものであります。これにより、成長投資機会に迅速に対応できる体制を構築いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～30. （条文省略） （新 設） （新 設）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～30. （現行通り）</p> <p><u>31. 天然資源、先端素材（重要鉱物およびレアアース素材を含む）ならびにこれらの関連製品に関する投資、取得、保有、売買、輸出入、仲介、流通およびこれらに関連する事業</u></p> <p><u>32. ロボットソリューションおよびロボティックス・アズ・ア・サービス（RaaS）の提供（ロボット、ロボットシステムおよび関連機器の取得、保有、導入、販売、リース、賃貸、運用・管理を含む）；システムインテグレーターその他の戦略的パートナーとの協業によるプロジェクト企画および導入管理；保守・サポートサービスの手配および調整；ならびにこれらに関連する投資、融資およびその他の事業</u></p>

現行定款	変更案
31. 前各号に附帯する一切の業務に対する投資または融資	33. 前各号に附帯する一切の業務に対する投資または融資
32. 前各号に附帯する一切の業務	34. 前各号に附帯する一切の業務
第3条～第5条（条文省略）	第3条～第5条（現行通り）
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>238,561,392株</u>とし、<u>当社の発行可能種類株式総数</u>は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>238,561,392株</u> A 種類株式 250,000株 B 種類株式 250,000株 C 種類株式 250,000株</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>271,402,592株</u>とし、<u>各種類の株式発行可能種類株式総数</u>は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>271,402,592株</u> A 種類株式 250,000株 B 種類株式 250,000株 C 種類株式 250,000株</p>
第6条第2項～第6条第5項（条文省略）	第6条第2項～第6条第5項（現行通り）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、2025年8月の主要株主の変更を受け、同年11月11日開催の臨時株主総会において経営体制を刷新いたしました。これに伴い、前任の取締役3名（上杉隼士、木村仁美、中田剛史の各氏）は同日付で退任（辞任）しております。

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（4名）は任期満了となります。

つきましては、既存事業の立て直しおよび新事業の推進を加速させるため、3名増員し、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	Phillip Lord (フィリップ ロード) (1974年5月9日生) ※再任	1994年1月 Capital Group 入社 1996年1月 HSBC Global Banking and Markets 入社 1999年1月 Nomura, マネージング・ダイレクター 2008年10月 CLSA, マネージング・ダイレクター 2010年10月 Jefferies, マネージング・ダイレクター 2013年10月 Queen Street Capital, マネージング・ダイレクター 2016年9月 Fatfish Internet Group, マネージング・ダイレクター 2018年1月 Pimlico Partners, 共同創業者 2020年1月 LUNA PR, 非執行取締役 2023年2月 Oobit, 社長 2024年1月 Lord Investments Group, 創業者 2025年5月 Oobit, 非執行取締役 2025年5月 Bakkt Holdings, Inc. 国際部門プレジデント 2025年8月 当社 執行役員CEO 2025年11月 当社 代表取締役社長CEO (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 フィリップ・ロード氏は、グローバルな金融機関における実務および多岐にわたる投資事業を通じて、企業経営、金融、および先進的なアセットマネジメント分野における豊富な経験と高度な専門性を有しております。また、米国上場会社等での要職を歴任し、国際的なビジネス感覚と広範なネットワークを培ってまいりました。 現在、同氏は当社の代表取締役CEOとして、当社グループの持続的な成長に向けた抜本的な経営戦略の再構築を主導しております。具体的には、既存事業の枠にとらわれない新たな領域への投資計画の策定、およびそれを実行に移すためのガバナンス体制・監査体制の刷新を強力に推進しております。 当社が新たな事業基盤を確立し、中長期的な企業価値向上を実現していく過程において、同氏の先見性と強力なリーダーシップ、および専門的な判断力は不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	Akshay Naheta (アクシェイ ナヘタ) (1981年7月23日生) ※再任	2005年6月 Deutsche Bank, プリンシパル・ストラテジー部門責任者 2011年1月 Knight Assets & Co., 創業者 兼 マネージング・パートナー 2017年1月 SoftBank Investment Advisers, マネージング・パートナー 2020年6月 ソフトバンクグループ株式会社 シニア・バイス・プレジデント (投資担当) 2023年1月 Distributed Technologies Research, Founder & CEO (現任) 2025年3月 Bakkt Holdings, Inc. CEO and President (現任) 2025年11月 当社 取締役会長 (現任)	一株
2	<p>【取締役候補者とした理由】 アクシェイ・ナヘタ氏は、米国上場会社であるBakkt Holdings, Inc. のCEOであり、グローバルな投資戦略および企業経営における極めて卓越した実績を有しております。Deutsche Bank AGにおける自己勘定取引およびストラクチャード・トランザクションの管理責任者としての経験に加え、ソフトバンクグループ株式会社においてはSenior Vice President, Investmentsとして、ARM、Auto1、Nvidiaといった世界的なテクノロジー企業への重要投資を統括するなど、最先端のテクノロジーと金融が交差する領域において比類なき知見を備えております。また、マサチューセッツ工科大学 (MIT) における電気工学およびコンピューター・サイエンスの修士号に裏打ちされた高度な技術的理解力と、世界経済フォーラムの「ヤング・グローバル・リーダーズ」選出等に象徴される国際的なリーダーシップは、当社の経営にとって大きな資産であります。</p> <p>現在、当社が進めている既存事業の枠を超えた新たな領域への投資計画、およびそれを支える高度なガバナンス体制の構築において、同氏の持つ広範なネットワークと戦略的洞察力は極めて重要であります。今般の会計監査人の変更を含む経営体制の刷新を機に、同氏の専門性を経営の監督および戦略決定に活かすことが、当社の中長期的な企業価値向上に最適であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	森 正人 (もり まさと) (1954年11月18日生) ※新任	1979年4月 住友化学工業株式会社 入社 1982年4月 株式会社マックス 入社 1993年10月 同社 取締役 2002年7月 株式会社富士薬品 入社 2004年1月 カルフール・ジャパン株式会社 入社 2005年1月 株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー 入社 2005年3月 同社 代表取締役 2008年8月 現RIZAPグループ株式会社 事業推進部長 2009年3月 株式会社弘乳舎 監査役 2009年6月 RIZAPグループ株式会社 取締役 2013年9月 BRUNO株式会社 取締役 2014年9月 同社 代表取締役社長 2018年4月 株式会社シカタ 取締役 2018年5月 同社 代表取締役会長 2019年1月 RIZAPグループ株式会社 執行役員 2020年6月 同社 上級執行役員 2025年1月 BURUNO株式会社 代表取締役会長 2025年6月 RIZAPグループ株式会社 執行役員法務・リスクマネジメント管掌 2026年4月 RIZAPグループ株式会社 顧問 (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森正人氏は、住友化学工業株式会社および株式会社マックスにおいてキャリアを積んだ後、株式会社富士薬品やカルフル・ジャパン株式会社などの多様な業種において豊富な実務経験を培ってまいりました。</p> <p>特に2008年に健康コーポレーション株式会社（現RIZAPグループ株式会社）に入社して以降は、同グループの事業推進の要職を歴任し、2014年からはBRUNO株式会社の代表取締役社長として、同社の経営再建とブランド価値の劇的な向上を牽引した卓越した経営手腕を有しております。また、RIZAPグループ株式会社の上級執行役員として、グループ横断的な事業管理およびガバナンス強化に従事し、組織変革において多大な貢献を果たしてまいりました。</p> <p>当社が掲げる既存事業の抜本的な立て直しにおいて、同氏が培ってきた「不採算事業の再生」および「ブランドビジネスの再構築」に関する深い知見と実行力は、極めて大きな力になると判断しております。同氏の強力なリーダーシップと豊富な経営経験を当社の経営執行および監督に活かすことが、当社の企業価値回復および持続的な成長に資すると考え、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	Junaid Shah (ジュナイド シャー) (1983年10月8日生) ※新任	2005年9月 ドイツ銀行(ロンドン) 入行 2005年9月 同行 戦略的株式取引グループ (SETG) 2010年7月 ドイツ銀行(香港) デイレクター (法人・スペシャルシチュエーション・トレーダー (2007年～2014年) 等を歴任) 2014年7月 モルガン・スタンレー(香港) マネージング・ダイレクター アジア太平洋地域 法人株式デリバティブ・転換社債トレーディング部門 統括(現任)	一株
4	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>ジュナイド・シャー氏は、モルガン・スタンレー香港においてアジア太平洋地域の法人株式デリバティブ・転換社債トレーディング部門のマネージング・ダイレクターを約10年にわたり務めるなど、グローバルな金融・資本市場における卓越した経験と専門性を有しております。特に、日本の資本市場に精通した香港およびグローバルの主要な機関投資家との間に極めて強固な信頼関係を構築しており、市場動向に合わせた高度な案件組成(構造化)および優良な投資家への直接的なプレースメントを実現できる類稀な能力を有しております。</p> <p>同氏を取締役に迎えることで、当社は資金調達および資本政策において「市場の参画を待つ」立場から「戦略的に案件を構築し、最適な投資家を自ら呼び込む」能動的な体制へと転換を図ることができます。同氏のグローバルな知見とネットワークは、当社グループの機動的な成長戦略を支え、中長期的な企業価値の最大化に大きく寄与するものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	Robert Jameson (ロバート ジェームソン) (1960年4月26日) ※新任	1986年2月 三洋証券株式会社 入社 1989年2月 ドレスナー証券 入社 1994年7月 スミス・ニュー・コート証券会社 (現 メリルリンチ日本証券株式会社) 入社 1996年9月 野村インターナショナル証券会社 (東京支店) 入社 1999年11月 インスティネット日本証券株式会社 入社 2003年10月 ティー・アイ・イー・イー・クレフ・インベストメンツ (TIAA-CREF Investments) 入社 2006年8月 みずほ証券株式会社 入社 2008年7月 ジェフリーズ・ジャパン証券株式会社 入社 2009年7月 MFグローバルFXA証券株式会社 株式営業部長 兼 内部管理責任者 2012年7月 Pelham Smithers Associates Limited コンサルタント (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>ロバート・ジェームソン氏は、野村証券、みずほ証券、メリルリンチ、ジェフリーズ、TIAA-CREFなど、国内外の著名な金融機関において30年以上にわたり要職を歴任してきた、投資銀行業務における極めて豊富な経験と実績を有する大ベテランであります。</p> <p>同氏は、日本語および英語に精通した完全なバイリンガルであり、国際的な資本市場の論理と、日本の金融当局および東京証券取引所等が求める規制水準の双方を深く理解しております。今回の海外機関投資家による資本参画に際しては、それが高度に管理された戦略的パートナーシップであることを当局へ明確に説明し、透明性の確保と規制遵守を徹底するための中心的な役割を担っております。</p> <p>さらに、2026年に一般社団法人日本取締役協会 (BDTI) のエグゼクティブプログラムを修了するなど、日本のコーポレートガバナンスに関する最新の見識を常にアップデートする強い意欲を有しております。同氏の参画は、当社の国内ガバナンス体制を盤石なものとし、グローバルな成長と健全な経営管理を両立させるために不可欠であると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	Nathaniel Rowe (ナサニエル ロー) (1970年12月18日生) ※新任	2008年3月 スキャデン・アープス・スレート・メーガー &フロム法律事務所（東京） 入所 2011年8月 ラサム&ワトキンス法律事務所（シンガポ ル） 入所 2013年9月 シアマン&スターリング法律事務所（東京） 入所 2017年12月 キング&スボルディング法律事務所（シンガ ポール・東京） 入所 2019年1月 株式会社国際協力銀行（JBIC） エネルギー・ 天然資源金融部門（出向） 2021年1月 ホワイト&ケース法律事務所（東京） 入所 2023年2月 D L A パイパー法律事務所（メルボルン） 入所 2024年2月 K & L ゲイツ法律事務所（シドニー） 入所 2024年11月 ハントン・アンドリュース・コース法律事務 所（東京） シニア・アトニー（現任） 2026年2月 外国法事務弁護士登録	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>ナサニエル・ロー氏は、ニューヨーク州およびオーストラリアの弁護士資格を有し、国際的なM&Aおよびプロジェクトファイナンスの領域で18年にわたるキャリアを持つ法務のスペシャリストであります。世界最高峰の法律事務所において数多くの実績を積み、現在は日本において外国法事務弁護士として登録し、東京を拠点に実務を行っております。</p> <p>同氏の強みは、国際協力銀行（JBIC）への出向時に参画したモザンビークでの巨大LNGプロジェクト（約140億米ドル規模）をはじめとする、複雑かつ大規模なクロスボーダー案件における高度な実務経験にあります。当社が今後検討を進める戦略的資源および重要鉱物への投資事業において、当該地域における最高水準の法的知見と実務経験を有する同氏の参画は、プロジェクトの成功率を飛躍的に高めるものと確信しております。</p> <p>また、Web3関連の初期段階投資における豊富な助言実績は、当社の次世代テクノロジーへの投資戦略とも直接的に合致するものであります。グローバルな法規制の枠組みの中で、透明性と適法性を確保しつつ新領域への挑戦を具体化するために、同氏の専門性は極めて重要であると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 役員候補者と当社との間の特別の利害関係
- (1) アクシェイ・ナヘタ氏は、当社その他の関係会社及び主要株主であるBAKKT OPCO HOLDINGS, LLCの完全親会社であるBakkt Holdings, Inc.の役員を兼任しております。
 - (2) その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- ジュナイド シャー氏、ロバート ジェームソン氏及びナサニエル ロー氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、3氏はいずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合には、当社は各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 責任限定契約に関する事項
- 当社は、ジュナイド シャー氏、ロバート ジェームソン氏及びナサニエル ロー氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- (1) 被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - (2) 被保険者の職務の適正性が損なわれなくするために、被保険者による犯罪行為等に起因する損害補償については、補償の対象外となっております。
 - (3) 各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 伊井三喜男氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
伊井 三喜男 (い い みきお) (1956年4月2日生) ※再任	1972年12月 千代田きもの株式会社入社 総務部 2001年4月 株式会社丸正(現:Bitcoin Japan株式会社)へ吸収合併により入社 和装事業部営業経理課 2013年7月 当社 和装事業部業務管理部長 2017年10月 当社 管理本部債権管理部 2018年4月 当社 京都支店内部監査室 2021年6月 当社 常勤監査役 2021年6月 株式会社吉利 監査役 2021年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ 監査役 2022年6月 当社 取締役[常勤監査等委員] (現任)	4,000株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社(旧:堀田丸正株式会社)の現場における実務および内部監査業務に従事してまいりました。その過程で培われた、当社の事業内容、組織風土、および内部統制組織に関する深い知見は、他者に代えがたいものであります。 2021年に常勤監査役に就任、翌2022年からは監査等委員である取締役に就任して以降、その豊富な実務経験を背景に、取締役の職務執行に対する適法性および妥当性の監査・監督を的確に行ってまいりました。 当社が「Bitcoin Japan」へと社名を変更し、最先端の事業領域へ挑戦する新体制へと移行する中で、同氏が培ってきた監査の専門性と、当社の経営プロセスに対する深い理解を継続して活かしていくことは、コーポレート・ガバナンスの維持・強化、および急激な変化の中での組織の安定性を確保するために不可欠であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 役員候補者と当社との間の特別の利害関係
取締役候補者(伊井三喜男氏)と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約に関する事項
当社は、伊井三喜男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結

しております。

- (1) 被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - (2) 被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害については、補償の対象外となっております。
 - (3) 伊井三喜男氏が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
4. 所有する当社の株式の種類に関する事項
候補者が所有する当社の株式の種類は、すべて普通株式であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である双葉監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

現会計監査人の継続監査年数が長期にわたることから、会計監査人交代を視野に、複数の監査人について比較検討を進めてまいりました。監査等委員会が永和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の2025年8月に主要株主が変更となり、同年11月に臨時株主総会を経て、商号、定款の変更を行い新たな事業へ取り組むにあたり、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の監査実績、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質及び管理体制等を勘案して、当社の経営環境等を踏まえて総合的に検討した結果、同監査法人が、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年10月1日現在)

名 称	永和監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都中央区5丁目1番 兜町第1平和ビル4階	
沿 革	2005年	永和監査法人設立	
	2008年	事業拡大に伴い法人事務所を新宿区矢来町に移転	
	2018年	事業拡大に伴い法人事務所を中央区日本橋兜町に移転	
概 要	資本金	15百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	8名
		職員（公認会計士）	33名
		（その他の職員）	5名
		合 計	46名
	関与会社	上場会社6社を含む55社	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式ユニット（RSU）による株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2025年11月11日開催の臨時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度についてご承認をいただいております。

今般、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブ強化を目的として、譲渡制限、継続勤務条件及び返還条項（Malus・Clawback）等をより明確化したRSU制度へ改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、対象取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを高めることを目的としております。

また、本制度には、一定の非違行為、重大なコンプライアンス違反又は財務諸表の重大な修正等が生じた場合に、未確定の権利を失効させ、又は既に交付した株式若しくは相当額の返還を求めることができる仕組み（Malus・Clawback条項）を含める予定です。

なお、本制度及び第6号議案に基づくPSU制度に係る株式報酬枠は共通枠として設定し、当該共通枠に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数は6,780,000株を上限とします。

当該株式数は、本議案提出日時点における完全希薄化後株式総数に対して約10.0%に相当します。

もともと、当社は、既存株主の利益に十分配慮し、当社保有の自己株式3,396,257株を優先的に充当し、不足分についてのみ新株発行を行う、いわゆる「ウォーターフォール方式」により運用する予定です。

これにより、新株発行に伴う実質的な追加希薄化は、完全希薄化後株式総数の約5.0%程度に抑制される見込みです。

また、本制度は、直ちに全株式を交付するものではなく、中長期にわたり段階的に付与及び権利確定が行われる制度であり、その内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決され

ますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

さらに、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

2. 本制度に基づく報酬等の内容

(1) 対象取締役

監査等委員である取締役を除く取締役

(2) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に對してRSUを付与し、当社取締役会が定める継続勤務条件その他一定条件を満たした場合に、当社普通株式を交付する制度です。

(3) 株式報酬共通枠

本制度及び第6号議案に基づくPSU制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、合計6,780,000株を上限とします。

また、本制度及び第6号議案に基づくPSU制度における各回の割当株式数は、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3.0%を超えない範囲に設定するものとします。

本制度に基づく新規付与は、2031年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、当該期間満了後に本制度を継続する場合には、改めて株主総会の承認を得るものとします。

(4) 本制度に係る金銭報酬債権の金額及び割当株式数の上限

本制度及び第6号議案に基づくPSU制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、合計6,780,000株を上限とします。

また、本制度及び第6号議案に基づくPSU制度における各回の割当株式数は、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3.0%を超えない範囲に設定するものとします。

本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、対象取締役に對して発行又は処分する当社普通株式の総数に、下記（6）に定める1株当たり払込金額を乗じた額とします。

なお、本制度及び第6号議案に基づくPSU制度に係る株式報酬制度は、2031年6月開催予定の定時株主総会終結の時までを有効期間とします。

(5) 本制度に基づき割り当てる当社普通株式の数及び支給する金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、対象取締役が付与するRSUの数を当社取締役会において決定し、継続勤務条件その他当社取締役会が定める条件を満たした場合に、権利確定したRSU 1単位につき当社普通株式1株を交付するものとします。

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は、当該対象取締役に交付される当社普通株式数に、下記(6)に定める1株当たり払込金額を乗じた額とします。

なお、本株主総会決議の日以降、株式分割、株式併合その他株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整を行うものとします。

(6) 1株当たりの払込金額

本制度に基づき対象取締役に割り当てられる当社普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近営業日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定するものとします。

(7) 金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当てに関する条件

当社は、対象取締役が継続勤務条件その他当社取締役会が定める条件を満たした場合に、対象取締役に対し、権利確定後に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させる方法により、当社普通株式を発行又は処分するものとします。

対象取締役が当社取締役会において正当と認められる理由により退任した場合その他当社取締役会が相当と認める場合には、当社取締役会は、権利確定するRSUの数、交付する株式数、支給する金銭報酬債権の額及び時期等を合理的に調整することができるものとします。

(8) 自己株式の優先充当

当社は、本制度及び第6号議案に基づくPSU制度に基づき交付する株式について、当社保有自己株式3,396,257株を優先的に充当し、不足分についてのみ新株発行を行う、いわゆるウォーターフォール方式により運営する予定です。

これにより、新株発行に伴う実質的な追加希薄化は、完全希薄化後株式総数の約5.0%程度に抑制される見込みです。

3. 会社法施行規則第98条の2に定める事項

(1) 譲渡制限

対象取締役は、本制度に基づき交付を受けた当社普通株式について、当社取締役会が定める期間中、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

なお、当該譲渡制限期間は3年以上とし、具体的な期間その他詳細については、取締役会において定めるものとし具体的な期間その他詳細については、取締役会において定めるものとします。

(2) 継続勤務条件

対象取締役は、当社取締役会が定める一定期間中、継続して当社又は当社グループの役職員等の地位を有することを要するものとします。

(3) Malus・Clawback

対象取締役について重大な法令違反、コンプライアンス違反、不正会計その他当社取締役会が相当と認める事由が判明した場合には、当社は、未確定の株式報酬を付与される権利を失効させ、又は既に交付した株式若しくはその相当額の返還を求めることができるものとします。

(4) その他の割当条件

その他の割当条件の詳細については、本議案の範囲内で、当社と対象取締役との間で締結する株式報酬契約において定めるものとします。

4. 取締役会への委任

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に関する具体的事項（各対象取締役への具体的な支給時期、割当株式数、払込期日その他必要事項）は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

<ご参考>

当社は、第5号及び第6号議案の承認可決を条件として、以下のとおりグループ役員報酬決定に関する基本方針を変更いたします。

a. 基本方針

当社グループ取締役報酬決定に関する基本方針とします。

1. Bitcoin Japanグループの業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。

2. 中長期的な企業価値向上および株主との価値共有を促進する報酬体系とする。
 3. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保、維持できる報酬水準とする。
 4. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。
- b. 基本報酬（固定報酬）及び株式報酬に関する方針
1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬
基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定する。
株式報酬については、上記に加えて、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との価値共有の観点も勘案して決定する。
当社は、中長期インセンティブ報酬として、譲渡制限付株式その他の株式報酬制度を導入することがある。
また、株式報酬については、株価その他企業価値を適切に反映する指標を業績条件として設定することがある。
 2. 取締役（監査等委員）報酬
常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定する。
- c. 業績連動報酬等に関する方針
- 業績連動報酬等は、現金賞与及び業績条件付株式報酬によって構成する。
現金賞与総額は当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとする。
但し、単年度の業績等から下限は不支給とする。
業績条件付株式報酬については、中長期的な企業価値向上及び株主との価値共有を促進することを目的として、株価その他企業価値を適切に反映する指標を業績条件として設定することがある。
- d. 報酬等の割合に関する方針
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）：固定報酬（基本報酬）、株式報酬及び業績連動報酬（賞与）で構成する。株式報酬については、中長期的な企業価値向上及び株主との価値共有を促進する観点から、一定割合を中長期インセンティブ報酬として設定することがある。
社外取締役、非常勤取締役については監督機能強化の観点から基本報酬及び株式報酬のみで構成する。
監査等委員である取締役：企業の業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）は、株主総会で承認された額の範囲内で、原則として毎年6月の定例取締役会までに報酬委員会で審議、答申後、定時株主総会後の臨時取締役会で審議され決定する。また、当該報酬の支給開始時期は原則として毎年6月からとする。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会の協議において決定する。

取締役の個人別の報酬等のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与される株式報酬は、原則、取締役会が定める継続勤務期間の終了後に、継続勤務期間中に継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、報酬委員会の審議を踏まえ、付与される。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、取締役会で定める一定の非違行為があったことその他取締役会において定める事由に該当する場合には、報酬委員会の審議を踏まえ、取締役会において、未確定の株式報酬を付与される権利の全部若しくは一部を消滅させるか否か、又は株式報酬の全部若しくは一部の無償返還を請求するか否かを決定することができる。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置する。

報酬委員会は、監査等委員で構成され、審議の客観性を確保するために委員長は社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容について審議、答申を行う。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定し、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、一定の金額の基本報酬及び株式報酬を設定する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績条件付譲渡制限付株式ユニット（PSU）制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、中長期的な企業価値向上及び株主価値との連動性を一層高めることを目的として、業績条件付譲渡制限付株式ユニット（Performance Share Unit。以下「PSU」といいます。）制度（以下「本PSU制度」といいます。）を導入したいと存じます。

本PSU制度は、継続勤務条件に加え、当社株式の市場株価及び当社Pre-IPO投資ポートフォリオの運用成績等を業績条件として設定し、その達成度合いに応じて当社普通株式を交付する制度です。

本PSU制度の導入により、対象取締役の報酬と株主価値との連動性をより高めることができ、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして有効に機能するものと判断しております。

また、本PSU制度では、短期的又は一時的な株価変動による権利確定を防止するため、一定期間継続した株価維持を条件とする設計を採用しております。

なお、本PSU制度及び第5号議案に基づくRSU制度に係る株式報酬枠は共通枠として設定し、当該共通枠に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数は6,780,000株を上限とします。

当該株式数は、本議案提出日時点における完全希薄化後株式総数に対して約10.0%に相当します。

もともと、当社は、既存株主の利益に十分配慮し、当社保有の自己株式3,396,257株を優先的に充当し、不足分についてのみ新株発行を行う、いわゆる「ウォーターフォール方式」により運用する予定です。

これにより、新株発行に伴う実質的な追加希薄化は、完全希薄化後株式総数の約5.0%程度に抑制される見込みです。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、本制度及び第5号議案に基づくRSU制度は、直ちに全株式を交付するものではなく、中長期にわたり段階的に付与及び権利確定が行われる制度であり、その内容は相当であると判断しております。

さらに、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

2. 本PSU制度に基づく報酬等の内容

(1) 対象取締役

監査等委員である取締役を除く取締役

(2) 本PSU制度の概要

本PSU制度は、対象取締役に対してPSUを付与し、当社取締役会が定める継続勤務条件及び業績条件その他一定条件を満たした場合に、当社普通株式を交付する制度です。

(3) 株式報酬共通枠

本PSU制度及び第5号議案に基づくRSU制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、合計6,780,000株を上限とします。

また、本PSU制度及び第5号議案に基づくRSU制度における各回の割当株式数は、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3.0%を超えない範囲に設定するものとします。

本PSU制度に基づく新規付与は、2031年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、当該期間満了後に本PSU制度を継続する場合には、改めて株主総会の承認を得るものとします。

(4) 本制度に係る金銭報酬債権の金額及び割当株式数の上限

本PSU制度及び第5号議案に基づくRSU制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、合計6,780,000株を上限とします。

また、本PSU制度及び第5号議案に基づくRSU制度における各回の割当株式数は、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3.0%を超えない範囲に設定するものとします。

本PSU制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数に、下記（6）に定める1株当たり払込金額を乗じた額とします。

なお、本PSU制度に係る新規付与は、2031年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

(5) 本PSU制度に基づき割り当てる当社普通株式の数及び支給する金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、対象取締役に付与するPSUの数を当社取締役会において決定し、継続勤

務条件、業績条件その他当社取締役会が定める条件を満たした場合に、権利確定したPSU 1単位につき当社普通株式1株を交付するものとします。

各対象取締役を支給する金銭報酬債権の額は、当該対象取締役に交付される当社普通株式数に、下記(6)に定める1株当たり払込金額を乗じた額とします。

なお、本株主総会決議の日以降、株式分割、株式併合その他株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整を行うものとします。

(6) 1株当たりの払込金額

本PSU制度に基づき対象取締役に割り当てられる当社普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近営業日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定するものとします。

(7) 金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当てに関する条件

当社は、対象取締役が継続勤務条件及び業績条件その他当社取締役会が定める条件を満たした場合に、対象取締役に対し、権利確定後に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させる方法により、当社普通株式を発行又は処分するものとします。

対象取締役が当社取締役会において正当と認められる理由により退任した場合その他当社取締役会が相当と認める場合には、当社取締役会は、権利確定するPSUの数、交付する株式数、支給する金銭報酬債権の額及び時期等を合理的に調整することができるものとします。

3. 会社法施行規則第98条の2に定める事項

(1) 譲渡制限

対象取締役は、本PSU制度に基づき交付を受けた当社普通株式について、当社取締役会が定める期間中、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

なお、当該譲渡制限期間は3年以上とし、具体的な期間その他詳細については、取締役会において定めるものとします。

(2) 継続勤務条件

対象取締役は、当社取締役会が定める一定期間中、継続して当社又は当社グループの役員等の地位を有することを要するものとします。

(3) 業績条件

本PSU制度に基づくPSUは、役務提供条件の充足に加え、当社普通株式の市場株価条件及び当社Pre-IPO投資ポートフォリオに係る累積エクイティIRR条件を満たした場合に、4段階(各25%)に分けて権利確定するものとします。

- ① 第1 トランシュ (25%)
市場株価250円以上を連続30営業日維持
- ② 第2 トランシュ (25%)
市場株価400円以上を連続30営業日維持
- ③ 第3 トランシュ (25%)
市場株価550円以上を連続30営業日維持
- ④ 第4 トランシュ (25%)
市場株価700円以上を連続30営業日維持

また、各トランシュについては、当該権利確定日において、当社Pre-IPO投資ポートフォリオに係る累積エクイティIRRが12.5%以上であることを要件とします。当該エクイティIRRは、当社が公表する算定方法に基づき、独立評価機関により算定され、監査等委員会により確認されるものとします。

業績評価期間はPSU付与日から5年間とし、評価期間内に条件を達成しなかったトランシュについては、何らの対価なく消滅するものとします。

また、株式分割、株式併合その他必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で希薄化調整を行うものとします。

(4) Malus・Clawback

対象取締役について重大な法令違反、コンプライアンス違反、不正会計その他当社取締役会が相当と認める事由が判明した場合には、当社は、未確定の株式報酬を付与される権利を失効させ、又は既に交付した株式若しくはその相当額の返還を求めることができるものとします。

(5) その他の割当条件

その他の割当条件の詳細については、本議案の範囲内で、当社と対象取締役との間で締結する株式報酬契約において定めるものとします。

4. 取締役会への委任

本PSU制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に関する具体的事項（各対象取締役への具体的な支給時期、割当株式数、払込期日、業績条件その他必要事項）は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する有償ストックオプションとしての新株予約権発行の件

1. 提案の理由及び発行を相当とする理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と併せて以下「対象役員」と総称します。）に対し、中長期的な企業価値向上及び株主価値との連動性を一層高めることを目的として、有償ストックオプション制度（以下「本有償S0制度」といいます。）を導入したいと存じます。

本有償S0制度は、対象役員が自ら金銭を払い込み取得する新株予約権に、継続勤務条件に加え、当社株式の市場株価及び当社Pre-IPO投資ポートフォリオの運用成績等を業績条件として設定し、その達成度合いに応じて行使が可能となる制度です。

本有償S0制度の導入により、対象役員が自ら金銭を払い込み取得する有価証券の価値と株主価値との連動性をより高めることができ、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして有効に機能するものと判断しております。

また、本有償S0制度では、短期的又は一時的な株価変動による権利行使を防止するため、一定期間継続した株価維持を条件とする設計を採用しております。

なお、本有償S0制度に係る新株予約権を通じた株式への投資枠並びに第5号議案に基づくRSU制度及び第6号議案に基づくPSUに係る株式報酬枠は共通枠として設定し、当該共通枠に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数は6,780,000株を上限とします。

当該株式数は、本議案提出日時点における完全希薄化後株式総数に対して約10.0%に相当します。

もともと、当社は、既存株主の利益に十分配慮し、当社保有の自己株式3,396,257株を優先的に充当し、不足分についてのみ新株発行を行う、いわゆる「ウォーターフォール方式」により運用する予定です。

これにより、新株発行に伴う実質的な追加希薄化は、完全希薄化後株式総数の約5.0%程度に抑制される見込みです。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、当社としては特に有利な条件ではないと判断しておりますが、ガバナンス強化の観点から、自主的に株主総会において株主のみなさまにご判断いただくこととしたものです。（後記2.（4）の払込金額の下限は、取締役会が決定する公正価格の払込金額の水準が現時点では予測困難なため、便宜的に低廉な額を設定しております。）。

また、本有償S0制度における新株予約権は、対象役員に対する報酬としてではな

く、対象役員の個別の投資判断に基づき、自らの金銭を出捐し、引受けが行われるものであります。

2. 本有償S0制度に基づく新株予約権の発行の要項

(1) 新株予約権の名称

本議案にもとづき発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(2) 新株予約権の数の上限

本新株予約権の総数は67,800個を上限とします。具体的な発行数は取締役会に決定を委任します。

(3) 新株予約権の割当日

取締役会に決定を委任します。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額の下限

本新株予約権1個当たりの払込金額の下限は1円とし、具体的な金額は取締役会に決定を委任します。

(5) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の払込期日

取締役会に決定を委任します。

(6) 新株予約権の内容

ア 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は当社普通株式100株とします。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整します（調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第1位以下を切り捨てます。）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができます。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われます。

本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合、当社は、調整後の付与株式

数が効力を生じる日までに、各新株予約権者に必要な事項を通知します。

ただし、当社が効力発生日までに通知することができない場合は、当社は効力発生日以後速やかに通知します。

イ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

当初の行使価額は、取締役会が委任を受けて前記（２）ないし（５）を決定し、本新株予約権の発行を決議する日より前の直近取引日で当社普通株式の終値が存在する日の当該終値とし、具体的な金額は取締役会において決定します。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

ウ 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、以下の各号に規定する日から2036年6月30日までとし、各号に規定する個数を行行使することができます。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となります。

（ア） 割当日の12か月後の応当日の前日まで：ゼロ

（イ） 割当日の12か月後の応当日から36か月後の応当日の前日まで：
本新株予約権の個数 * (0.25 + 0.75 * (割当日からの経過月数 - 12(1か月未満切り捨て)) / 12)

（ウ） 割当日の36か月後の応当日以降：全て

また、以下に規定する各事由が発生した場合、前記各号にかかわらず、行使期間は、以下の規定に従い繰り上げられ、直ちに行使可能となります。

- a. 対象役員の死亡
全部
- b. 重大な疾病又は障害
取締役会が定める範囲
- c. 当社所定の年齢による定年

在任期間に比例した部分

d. 支配権の変動(Bakkt Holdings, Inc. 及びその関連会社以外の者による議決権の50%超の取得、又は当社が消滅会社となる合併・株式交換等)

全部

e. 理由なき解任

在任期間に比例した部分

エ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

(イ) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

オ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

また、本新株予約権は、一の譲受人に一括して譲渡する場合でなければ、譲渡することができません。

カ 新株予約権の行使の条件

(ア) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

(イ) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。

(ウ) 株価条件

本新株予約権の行使は、以下の株価条件の充足を要件とし、以下の各号の条件の充足された段階に応じた個数の範囲内で本新株予約権が行使可能となります。

(a) 第1トランシュ(本新株予約権の個数の25%までの部分)：当社普通株式が上場する市場における株価の終値250円以上を連続30営業日維持

(b) 第2トランシュ(本新株予約権の個数の25%を超え50%までの部分)：当社普通株式が上場する市場における株価の終値400円以上を連続30営業日維持

- (c) 第3トランシュ(本新株予約権の個数の50%を超え75%までの部分)：当社普通株式が上場する市場における株価の終値550円以上を連続30営業日維持
- (d) 第4トランシュ(本新株予約権の個数の75%を超えた部分)：当社普通株式が上場する市場における株価の終値700円以上を連続30営業日維持

(エ) 役務提供等の条件

本新株予約権の行使は、新株予約権者が、本新株予約権の発行時から行使時に至るまでの全期間を通じて、以下の役務提供等の条件を充足することを条件とします。

- (a) 継続して当社取締役(監査等委員である取締役を除きます。)又は執行役員の地位にあること。
- (b) 在任中及び退任後12か月間にわたり、当社のデジタル資産トレジャリー事業又はこれに関連する戦略的活動と直接競合する事業活動に従事しないこと。
- (c) 当社の内規、行動規範及び関係法令を遵守すること。
- (d) 金融商品取引法上の内部者取引規制及び当社の内部取引規制を遵守すること。
- (e) 拘禁刑以上の刑に処せられていないこと。
- (f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の決定が送達されていないこと。
- (g) 差押え、仮差押え若しくは仮処分又は保全差押え決定又は処分の命令が送達されていないこと。

(7) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- イ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ウ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記（６）アに準じて決定します。
- エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（６）イで定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記ウに従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- オ 新株予約権を行使することができる期間
上記（６）ウに定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）ウに定める行使期間の末日までとします。
- カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（６）エに準じて決定します。
- キ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要するものとします。
- ク その他新株予約権の行使の条件
上記（６）カに準じて決定します。
- ケ その他の条件については、再編対象会社が決定します。
- （８）新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。

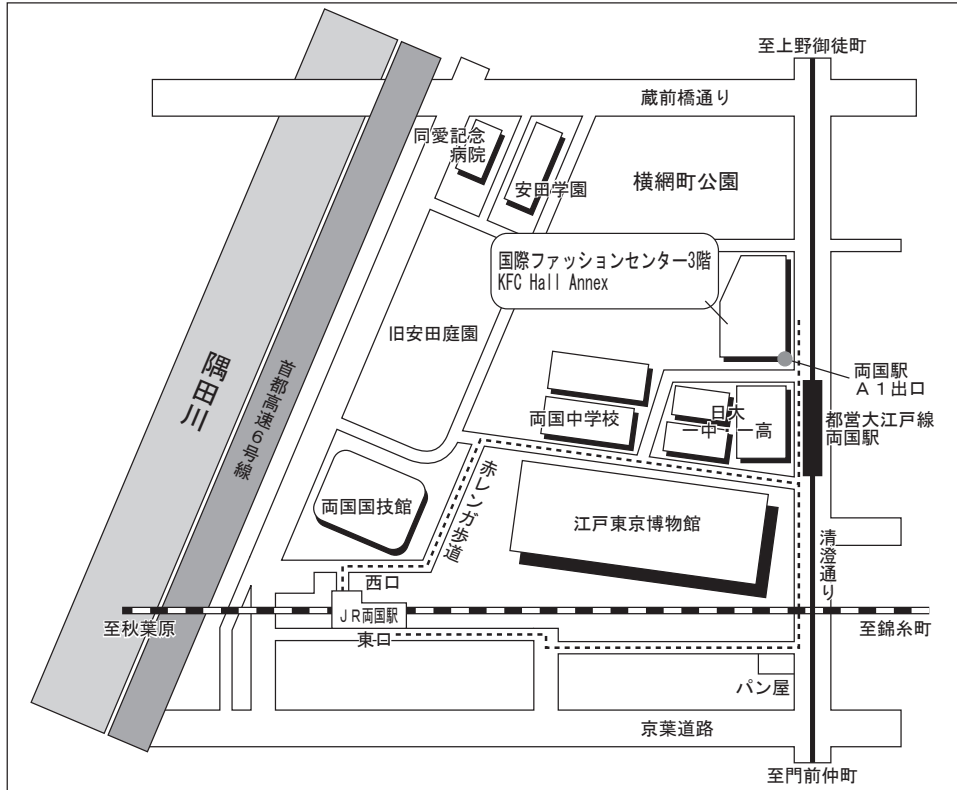
3. 取締役会による細目的事項の決定等

前記2. (2)ないし(5)において取締役会に決定を委任された事項及び本有償S0制度に基づく当社新株予約権の発行又は処分に関する細目的事項の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

前記2. (4)の払込金額は、割当日において算定される本新株予約権の公正価値を下回らない額において決定する予定です。

以上

会場のご案内



交通機関

JR総武線「両国駅」下車

東口改札 改札を出て左折、線路沿い直進し、つきあたり
(清澄通り)を左折。徒歩約7分

西口改札 両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路
(赤レンガ歩道)に沿って徒歩約7分

地下鉄都営大江戸線「両国駅」下車

「A1」出口直結